

平成 25 年度 使用済み電気・電子機器の輸出時における
中古品判断基準等検討会
第 2 回 議事録

1. 日時：平成 26 年 3 月 18 日（火）14：30～16：00
2. 場所：航空会館 201 会議室
3. 参加委員：吉田委員（座長）、小島委員、寺園委員、鶴田委員
環境省：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課、産業廃棄物課
経済産業省：産業技術環境局 環境指導室
事務局：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室
株式会社 エックス都市研究所
4. 配布資料
議事次第
座席表
出席者名簿
資料 1：中古品判断基準の策定の経緯
資料 2：正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案と審査結果について（報告）
資料 3：中古品判断基準の運用について
参考資料 1：平成 25 年度第 1 回「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準等検討会」議事録
参考資料 2：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準
参考資料 3：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準に係る正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案の審査について
5. 議事
 - （1）中古品判断基準の策定の経緯
 - （2）正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案の審査結果（報告）
 - （3）中古品判断基準の運用について

【議 事 要 旨】

1. 開会

- 環境省より挨拶
- 委員紹介

2. 議事

(1) 中古品判断基準の策定の経緯 (資料1)

(事務局 (環境省) より、資料1の説明が行われた。)

<質疑応答>

(特に意見なし)

(2) 正常作動検査の代替手段及びその実施に関する提案の審査結果 (報告) (資料2)

(事務局 (環境省) より、資料2の説明が行われた。)

<質疑応答>

(小島委員)

- ・ 審査会の座長を務めた。事務局の説明にもあったように、代替手段はバーゼル条約のE-wasteの越境移動に関するガイドラインが採択されるまでの暫定措置であり、国際的な議論の観点からもデータを検証し、説明していく必要がある。また、実施に係る課題も残っているため、事業者においてはしっかり運用して頂きたい。

(鶴田委員)

- ・ 資料2のスライド16「代替手段の適正な運用」の②にあるように、A社・B社・C社については、提案を認めたことにより、正常作動性に係る基準の証明は代替手段で対応することになるが、中古品判断基準のその他の基準への適合については変わらず求められることを、誤解のないよう正確に伝えるべきである。
- ・ スライド6の買取基準の有効性の検証試験に関するフローにおいて、輸出前に正常作動性検査がなされているが、あくまで審査会による検証のための検査であり、提案された代替手段においては個々の使用済み機器の正常作動性検査は実施されないとの理解でよいか。

(環境省)

- ・ 御理解のとおりである。A社・B社・C社が代替手段を運用するときは、輸出前の正常作動性検査は行わず、輸出先にて実施されることになる。また、正常作動性以外の基準については、他社と同様に求められる。
- ・ 昨年8月の第一回検討会において、小島委員から、国際的な理解を得るために、具体的なデータの必要性が指摘されている。代替手段の審査会においても、同様な指摘があったことから、代替手段の運用を開始した後に、追加的な検証を行うことを検討したい。

(寺園委員)

- ・ 検証試験及び現地調査において、輸出者及び現地輸入者から協力を頂けたことに感謝申し上げます。国際リユースは適正であれば促進されるべきだと考えているが、一方で不適正な方向に流れる可能性があることについても注意が必要である。
- ・ バーゼル条約の E-waste ガイドラインに関する国際議論は欧州中心に進んでいるため、アジアの実情に合わない部分もあることは否定できない。そのため、関係者には負担をかけるが、今回のような定量的な検証を継続的に行い、そこで得た貴重なデータとあわせて日本の輸出については適正な管理が担保されているということを、国あるいは輸出者自らが国際的に発信していく努力が必要である。

(3) 中古品判断基準の運用について

(事務局（環境省）より、資料3の説明が行われた。)

<質疑応答>

(鶴田委員)

- ・ 資料3のスライド3（関係省庁の連携）について、税関では他法令手続として貨物がバーゼル法の規制対象物であるか否かを監視しているが、規制の内容が非常に技術的かつ専門的である。そのため、税関の水際での執行に資するような、主務官庁からの情報提供や関係省庁間の情報共有が重要である。
- ・ 環境省は貨物検査への立会を行っているとのことであるが、輸出時やシップバック（返送）があった場合等、貨物の現物に接する機会ほどの程度あるのか。また今後の水際対策強化に向けてバーゼル法の主務官庁としてどのような計画があるのか。

(環境省)

- ・ バーゼル法の規制対象物の疑いがある場合、税関は環境省地方環境事務所に連絡し、地方環境事務所も人員の許す限り、税関の貨物検査への立ち会いを行っている。また、返送の場合は国際問題に発展するケースもあるため、地方環境事務所職員に加えて、適正処理・不法投棄対策室の職員も、貨物検査への立ち会いや事業者へのヒアリング等の対応を行っている。来年度、地方環境事務所の人員拡充が行われる予定であり、水際の監視を強化する体制整備が重要と考えている。

(吉田座長)

- ・ 水際においては、今まで輸入については麻薬や武器の密輸の問題があり、厳格に管理されていたが、これからは輸出についても厳重な検査が必要であるとの認識を高める必要がある。
- ・ 立会検査に関しては、具体的な現場への立会回数といった定量的データも国際議論に対する適切なインプットの一つとなる。

(小島委員)

- ・ ベルギーの水際対策では、ポータブルの発電機を用いた通電検査が行われ、冷蔵庫に

については本当に冷却効果があるか通電して確認している。

- ・ 欧州やその他の海外における検査方法等も参照しながら対策を進めてほしい。

(吉田座長)

- ・ 欧州調査では、X線検査等を用いた水際対策も見学した。日本においても小型発電機による通電検査も必要かもしれない。
- ・ 税関と関係省庁の連携の重要性については欧州訪問先でも指摘されていたため、ぜひ連携強化を進めて頂きたい。

3. 閉会

(吉田座長)

- ・ 事務局は本検討会での指摘を参考に、今後の中古品判断基準のよりよい運用につなげてほしい。

以上